

自 平成九年十二月一日
至 平成九年十二月四日

平成九年第八回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成九年第八回 階上町議会△云定例△云△議録 (第一号)

招集年月日	平成九年十二月一日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時 及び宣告	開会 平成九年十二月一日 午前十時〇分					散会 平成九年十二月一日 午前十時二十九分					
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席 議事録署名議員 地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	議席 番号	氏名	出席 番号	議席 番号	氏名	出席 番号	議席 番号	氏名	出席 番号	議席 番号	氏名
	一	佐京 登	〇	二	畑中 弘實	〇	三	大前 典男	〇	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	〇	六	木村 勝彦	〇	七	嵩守 瑞穂	〇	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	〇	十	平戸 茂雄	〇	十一	松倉 正美	〇	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	〇	十四	大下 義雄	〇	十五	田端 清	〇	十六	山田 昭治
	十七		〇	十八	前田 常男	〇			〇		
	一 番 佐京 登					二 番 畑中 弘實					
	議事録署名議員										
	議事録署名議員										
	議事録署名議員										
	議事録署名議員										

議事日程 会議に付した事件	別紙のとおり 別紙のとおり △云議の叙杜過
開会・議長（前田常男君）	ただいまの出席議員は十七名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成九年第八回階上町議会定例会を開会いたします。
開議・議長（前田常男君）	直ちに本日の会議を開きます。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長（前田常男君）	日程第一 会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により議長において 一番 佐京 登君、 二番 畑中 弘實君、両君を指名いたします。
日程第二 会期の決定・議長（前田常男君）	日程第二 会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日から十二月四日までの四日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （なしの声あり） ご異議なしと認めます。 よって会期は、四日間と決しました。

議長（前田常男君）

この際、諸報告をいたします。
去る十一月二十五日、荒谷剛生君から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第二百二十六条の規定により、同日これを許可いたしましたからご報告いたします。

日程第三 提案理由

説明・議長（前田常男君）

提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君）

平成九年第八回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございました。
説明にはいる前に、先般の職員の不祥事につきましては、一般質問にもありますが、その詳細については、その際ご説明申し上げますことといたしますが、誠に申し訳なく、議会並びに町民の皆さんに心からお詫び申し上げます。監督不行き届きであり、責任を重く感じております。
万全の対策を取りまして、二度とこういうことのないよう努めていきたい、斯様に思っております。それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

報告第一号 専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

本案は、農業集落多目的集会施設新築工事の変更契約であります。

身障者等の入館を容易にするため、玄関部分を自動扉にする等の工事を追加するものであります。

当初契約金額六千三百万円を変更契約金額六千六百五十万五千九百五十円とし、三百五十万五千九百五十円の増額となります。

議案第一号 専決処分事項について承認を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、平成九年度階上町一般会計補正予算第三号であります。

既定の歳入歳出の予算総額を变えることなく、歳出予算を補正いたしました。

これは、階上町議会議員補欠選挙費用を専決処分したものであります。

歳出の主なものとしては、選挙費にポスター掲示場設置委託料等合わせて百六十二万七千円を追加補正し、予備費を百六十二万七千円減額し、六百十二万四千円としたものであります。

議案第二号 階上町農村活性化センター条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農村活性化センターの設置に伴い、管理等について必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第三号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、水道法施行令の一部改正に伴い、階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正するため提案するものであります。

議案第四号 平成九年度階上町一般会計補正予算第四号について、ご説明申し上げます。

本案は既定の額に二千二十五万三千円を追加し、歳入歳出の総額を五十八億百二万九千円とするもの

であります。

それでは第一表の歳入歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、町税は町民税及び固定資産税等増減合わせて三千五百六十五万八千円を追加計上いたしました。

地方交付税は、二億六百三十四万八千円を追加計上するものであります。

分担金及び負担金は、老人福祉施設入所負担金三百四十八万二千円等増減合わせて三百十五万四千円を減額補正するものであります。

使用料及び手数料は、放牧場使用料二十一万八千円等合わせて二十八万八千円を減額補正するものであります。

国庫支出金は、児童福祉費負担金三百五十八万五千円等を追加計上しましたが、公共土木施設災害復旧費負担金三百八十七万七千円等の減額がありましたので、増減合わせて二十八万円を追加補正するものであります。

県支出金は、児童福祉費補助金六百八十五万一千円並びに農業経営基盤強化促進対策事業費補助金七百六十一万七千円等を追加計上しましたが、老人福祉費補助金等の減額がありましたので、増減合わせて二千二十五万九千円を追加補正するものであります。

財産収入は、不動産売り払い収入百九十八万一千円を追加補正するものであります。

繰入金は、光のふるさと創造事業基金繰入金二億円を減額補正するものであります。

諸収入は、町税延滞金百万円等増減合わせて百二十三万一千円を減額補正するものであります。

町債については、事業の変動等により増減合わせて三千九百六十万円を減額するものであります。

次に歳出であります。議会費に広告料として五万円を追加補正しました。

総務費には、前納報奨金百七十三万九千円等合わせて四百六十一万九千円を追加補正するものであります。

民生費は、児童福祉扶助費一千六百四十万八千円並びに老人福祉費委託料六十五万九千円等を追加計上いたしました。また、老人保護措置費二百十八万二千円等を減額いたしましたので、増減合わせて一千六百四十万三千円を追加補正するものであります。

衛生費は、合併処理浄化槽設置費補助金三百十万六千円等を追加計上しましたが、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金一千五百六十九万九千円等を減額いたしましたので、増減合わせて一千二百五十七万七千円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、花未来二十一花の郷づくり推進事業費補助金百八十二万二千円、先導的利用集積事業費補助金七百六十六万一千円並びにふるさと農道事業費負担金三百六十六万五千円等を追加計上しましたが、農村総合整備事業工事請負費七百三十三万九千円並びに中山間総合整備事業負担金一千三百六十二万二千円等の減額がありましたので、増減合わせて二千五百五十二万三千円を減額補正するものであります。

土木費は、県単独事業費負担金二十二万五千円の追加補正がありましたが、改良等工事費三千四百九十二万九千円等の減額がありましたので、増減合わせて三千四百七十七万五千円を減額補正するものであります。

消防費は、増減合わせて四十七万八千円を減額補正するものであります。

教育費は、小中学校需用費等をそれぞれ追加計上したものであります。また、道仏中学校大規模改造工事費七十八万四千円等を減額しましたので、増減合わせて五百八十五万六千円を追加補正するものであります。災害復旧費は、災害復旧工事費六百三十三万七千円を減額補正するものであります。

公債費は、長期債償還利子八十八万円を減額補正するものであります。

諸支出金については、光のふるさと創造事業基金積立金六千八百万円を積み立て、地域福祉基金積立金四十七万七千円を減額いたしましたので、増減合わせて六千七百五十二万三千円を積立てするものであります。

予備費は、二百三十七万二千円を追加し、八百四十九万六千円とするものであります。

議案第五号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第三号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千九百七十七万六千円を追加し、歳入歳出の総額を九億四千二百七十万一千円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険給付費に充てるための財政調整基金からの繰入金七千万円等であります。

歳出の主なものとしましては、一般被保険者療養給付費に六千二百五十九万六千円、高額療養費に一千三百四十一万二千円を追加するものであります。

予備費は、七百五十二万四千円を減額するものであります。

議案第六号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第三号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五百九十五万六千円を追加し、七千二百一万一千円とするものであります。

歳入につきましては、診療収入の入院外収入三百七十二万円、諸検査等収入二百二十三万六千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費五十五万七千円、医業費五百三十九万九千円を追加するものであります。

議案第七号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第三号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ六十五万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を三億一千八百五十三万七千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金六十五万六千円を減額するものであります。

歳出につきましては、長期債償還利子六十五万六千円を減額するものであります。

議案第八号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第二号についてご説明申し上げます。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ六十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五百六十二万六千円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料として水道使用料等合わせて六十二万二千円を追加するものであります。

一般会計からの繰入金は、三十万八千円を減額するものであります。

諸収入は、水道加入金三十七万五千円を追加するものであります。

歳出の主なものとしましては、水道管理費の給水装置検査委託料等合わせて六十五万五千円を追加するものであります。

議案第九号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、鳥屋部地区住宅用地造成事業の施行に伴い、新たに整備された道路界をもって字を画するため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

議案第十号 八戸地域広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務を加えるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第四、陳情第一号 「医療保険制度の連続的改革に反対し、安心してかかりやすい医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書の件から、日程第六、陳情第三号 年金給付申請にともなう諸証明手数料を無料にすることの陳情書までの件、三件を一括議題といたします。
おはかりいたします。

ただいま、議題となっております陳情第一号から陳情第三号までの三件については、会議規則第三十九条の規定に基づき、教育民生常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第一号「医療保険制度の連続的改革に反対し、安心してかかりやすい医療の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書の件から、陳情第三号 年金給付申請にともなう諸証明手数料を無料にすることの陳情書の件までの三件は、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

この際、日程第七、意見書案第一号 急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と推進に関する意見書の件から、日程第八、意見書案第二号 法務局職員の増員に関する意見書までの件、二件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております意見書案第一号から第二号については、会議規則第九十二条第二項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第二号については、委員会の付託を省略することに決しました。
意見書案第一号から第二号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第二号はこれを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明十二月二から十二月三日までの二日間休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、十二月二日から十二月三日まで二日間休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、十二月四日午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時二十九分)

平成九年第八回 階上町議会定例会公議録 (第一号)

招集年月日	平成九年十二月一日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時 及び宣告	開	平成九年十二月四日 午前十時〇二分					議長	前田常男			
	閉	平成九年十二月四日 午前十一時四十二分					議長	前田常男			
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	氏名	出席 等別	議席番号	
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
◎公務欠席	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嵐守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	○	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
◎公務欠席	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
	十七			十八	前田 常男	○					
会議録署名議員	一 番					二 番					
	佐京 登					畑 中 弘 實					
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	議事事務局長 高橋 信一					総務課係長 田中 昇					
	町長 正部 家 佑 介					収入役 中田 文 夫					
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	総務課長 浜谷 政 己					教育課長 大釜 安 也					
	保健課長 三上 孝 八					建設課長 高階 繁 雄					
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	町民課長 工藤 靖 夫					中央保育所長 池田 隆					
	出納室長 齊藤 博 俊					学務課長 (渡部 光雄)					
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	社会教育課長 小沢 勝					給食処長 林 貢					
	農委事務局長 中城 功					企画課長補佐 澤田 敏 男					
地方自治法第二百一 一条の規定により説 明のため議場に出席 した者の職氏名	代表監査委員 下野 岩 男					診療所事務長 (三上 孝八)					

議 事 日 程
会議に付した事件

開議・議長（前田常男君）

議長（前田常男君）

十四番（大下義雄君）

別紙のとおり
別紙のとおり

△云議の経過

ただいまの出席議員は十七名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程第一 一般質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

十四番 大下義雄君

ハイ、十四番

今定例会に、一般質問の機会をいただきまして、大変ありがたく思っております。

又、すでに、通告してありますとおり、その順に従ってご質問を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、最近の行政改革においても、大蔵省には手をつけず、省庁の再編も思うに任せず、不透明さを感ずるのであります。

その上、先般以来、金融機関の倒産など、これまで考えられないことが発生しており、このことがやがて地方財政等にも、かなり影響してまいるものと、危惧するものであります。

今、多くの専門家達は、今後の我が国の経済成長率は、低い水準で推移されるだろうと、また、財政も、国際的視野に立つ運営をせざるを得ないことを予測しています。

ただ、確かなことは、六十五以上の人口が、二、〇〇〇年には十七パーセント、二、〇一〇年には二十一パーセントと云う事実は、どう対処するかであろうと警鐘を鳴らしているのであります。

ついては、このような諸情勢の中で、わが町の財政運営について伺います。

先ず、財政の現状についてであります。

景気は、一向に回復せず、国債残高二百五十四兆円を抱えた、国の財政に閉塞感すら感ずるこの頃であります。

そして、このような中で、確かなことは、これまでのように、地方が国に依存した財政体質であってはならないと、云うことであろうと思います。

即ち、己の町は、己の自助努力によって生きて行かなければならない時代になってきていると云うことの認識が必要だと思うのであります。

先般、デーリー東北紙上に、県内の各町村の財政運営状況が掲載されておりました。

それによると、公債比率二十一パーセントに達する自治体があると、報道に愕然といたしたのであります。

そして、このような自治体は、今後、いろいろな規制を受けることになるかと付け加えております。

については、以上の見地に立って、第一点として、町の財政状況と公債比率はどのように推移しているのか、そして、その数値は、財政運営上健全なものかどうか、

合わせて町債、即ち借金総額はいくらののか、

又、これから、五年、十年に返していかなければならない、年次ごとの額をお示し願いたいと思います。

二つ目として、かつてのような経済成長が望めない現在、他市町村では、中期財政計画を立案し、諸事業を計画的に進める手法をとりつつあると聞きますが、このような意味からも、中期財政計画を立案し、事業を実施するお考えはないか、

次に、職員の綱紀粛正でございます。

申し上げるまでもなく、公務員は、全体の奉仕者として公益の利益の為、勤め、信用失墜の行為をしてはならない事は、当然のことであります。

しかるに先般、管理、監督に当たる職員が、公金を着服したということは、誠に遺憾と申さざるを得ないのであります。

ついては、此の件の内容と経緯について伺うとともに、此の処分は、何を基に、あるいは、参考にされたのかお伺い致します。

更に、公金の取り扱いについては、チェック体制を万全にし、再発防止に努めなければならないことは当然であり、今後、その具体策を示していただきたいと思います。

以上、壇上からの私の質問を、これで終わりたいと思います。

よろしく、お願いを申し上げます。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君

ただいまの、大下議員の一般質問にお答えをいたします。

財政の件につきましては、ほとんど、大下議員とほとんど同感でありまして、なんとか、そういうふうになっていきたいものだなあと、そうしたいものだなあと、いうふうな認識を持っているところがあります。

わが町、わが町に限らない訳ですが、自主財源が少ない中で、県下でも一、二の人口増加をしている町だ、いうふうなこと等でありまして、まだまだ、行政に対しましての町民の期待、要望は大きいものがありまして、それに応えるということも大事なことでありまして、ともすれば、財政需要増大をする訳であります。

そういう状況であることは、もうご承知のとおりだ訳ですが、財政を弾力的に運用していくためには、財政そのものの健全化を図り、借入残額が累増しないような体質を作り上げていかなくてはいけないというふうに思っております。

その中で、平成八年度の公債費比率は、十六・一パーセントとなっております。

又、地方債残高は、六十一億五千九百一十一万五千円となっている訳であります。

今後、道仏小学校の建設、下水道整備事業などの増加が見込まれます。

平成八年度からの起債償還額につきましては、今後の事業展開等によりまして、変動することも考えられる訳であります。平成八年度、五億八千七百一十二万一千円、平成九年度は、六億一千百七十四万一千円、平成十年度、六億五千四百一十三万七千円、平成十一年度、六億五千六百二十九万九千円、平成

十二年度、六億七千二百二十九万四千円、及び平成十三年度、七億七万六千円、というふうに見込んでおります。

又、公債費比率につきましても、今後の事業等によりまして変動もあり得る訳ですが、平成九年度は、十六・一パーセント、平成十年度 十七・一パーセント、平成十一年度 十七・〇パーセント、平成十二年度は、十七・二パーセント、そして、平成十三年度 十七・八パーセントと推移するものと見込んでおります。

しかし、今後、財政の健全化を図ることから、今後、歳出におきましても、財源の重点的かつ効率的な活用を図り、各分野にわたりまして事務事業の見直しを行いたい、いうふうに思っております。

これまで、中長期的財政計画につきましては、毎年各課から、第二次総合振興計画、これに基づきまして、長期計画を含めた五年間の事業計画ローリング表を作りまして、その内容を精査した上で、各事業計画を定めてまいりました。

今後のことにつきましては、新しい町長のもとで検討されるべきものと、いうふうに思います。これまでも、そういう考え方を取り入れてやってきたんだと、いうことを申し上げておきたい、こう思います。

又、起債償還額、あるいは、公債費比率につきましても、他の町村を見ましても、高い所もあれば、そうでない所もある。まちまちな訳ですが、いろんな指標を見ましても、まずまずの線を行っているのと、いうふうな、総合的に、これをどう評価するかということとは、それぞれの受け止め方であろうと思いますが、まずまずの、指標が示すところによると、そういう結果になっているということでございます。

す。

その次に、職員の不祥事につきまして、であります。今回の職員によります、公金流用の事件につきまして、本定例会の提案理由説明の際、冒頭に、議員の皆様、並びに町民に対して深くお詫びを申し上げたところであります。

その責任については、重く受けとめております。

事件の内容と、経過につきましては、担当課長から十月十三日、口頭により報告がされました。

重大な事件でありまして、本人の将来に係わることでありますから、その、事実関係経緯につきまして、慎重に調査をするよう命じた訳であります。

十月二十八日までに、いろいろと調査した結果の報告を受けたものであります。

その内容につきましては、つきましても、この間、全員協議会でお話しをしましたが、現金封筒で送達された、国民年金保険料二万五千六百円、国民年金納付組合連合会の運営費の預金通帳から、五回に亘り、八十万九千円を私的に流用していたことが、判明いたしましたものであります。

なお、十月九日に二万五千六百円、十月十七日に八十万九千円を本人が返還をしております。

公金を私的に流用したということは、当然、もう議員がご指摘のとおり、あってはならないことでありまして、地方公務員法第三十三条で、信用失墜行為が禁止されております。

今回の懲戒処分につきましては、町職員におきましては、過去に前例がないものでありますから、県地方課の指導を得て、本人には停職六ヶ月、監督責任として、町民課長に戒告、上部の責任として、助役に、同じく戒告という、懲戒処分したものであります。

次に、再発防止のための、事務処理体制ということではありますが、現金封筒での、現金封筒の処理方法は、担当課において、特殊郵便処理簿を作成し、課長決裁とするということにしております。

そして、処分直後の朝会におきまして、即座に、担当課長等は、毎月一回経理を点検することという指示をしました。そして、即日、その日も点検をするようにということを示したところであります。それと、通帳、印鑑、現金出納簿、いわゆる、関連の団体の経理を担当、経理事務を担当しているものにつきましては、通帳、印鑑、出納簿を複数の職員が分担をするということを示しているところでもありますし、これまた、各担当課長は、それを、毎月一回は点検すること、いうふうな指示をしているところであります。

この防止策であります。防止策チェック体制等々お話しした訳ですが、いずれにしましても、職員教育の、今後の再発を防止するという意味では、職員教育の徹底と、何よりも、それぞれの職員の自覚を促す、又、最終的には、職員自信のモラル、このことも大事だというふうに思っております。

いずれにしましても、こういう事件が起きたことは、かえすがえすも残念でありまして、町民並びに議会の皆様にお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（前田常男君）

十四番 大下義雄君

十四番（大下義雄君）

ただいま、大綱的に町長からご案内があった訳ですが、その財政の一環として、公債費の年度別の計画のある中で、元金と利息がどの線であるか、パーセンテージにしても結構ですが、数字でも結構ですが、元金の比率をお願いしたいと思います。

それから、後年度に公債費が年々上昇していくと思いますが、今、町長から申されたとおり、平成十三年は、十七・八パーセントですが、今、近々でいえば、この辺が、ピークになるだろうと、推移

される訳でございます。

従って、この前段、その時点において、これが、いささかでも、軽減されるべく、努力が必要だと思いますが、その時点、当然償還期限を待たずして、繰り上げて償還するという、用意があるものかどうか。

その辺も、加えてお願いしたい所であります。

いずれにしても、これから、経常経費の節減と、今後の事業の厳選を吟味していかなければならないのではないかと、こう思いますが、大変恐縮なんです。が、国の話で、国の地方財政計画の中でも、来年、平成十年度は、一般歳出の、対九年比マイナスを目処としたいと、こういうことをうたっている訳ですが、新規事業も、結局は経費節減は基より、新規事業の抑制等も考えられる訳ですし、地方交付税の減少ということもなってくると思います。

そうした財政の厳しい折り、町においても、自己の体力に応じた財政に、事業の見直し等も考えていかなければならないのではないかと思います。が、その点、どのようなお考えであるのか、合わせてお願いしたいと思います。

次に、綱紀肅正の件でございますが、前段で、総務課長が基本的なお説（せつ）をされた訳でございますが、報道では、年金の保険料を七十万横領したんだと、着服したんだというような記事であったやに記憶してる訳ですが、これは、必ずしも一致しなくても結構なんです。が、今、町長のお話にもあったとおり、トータルで八十万九千円だ訳ですか。

保険料、あるいは、連合会の納付組合を含めて、あるいは、納付組合の二カ月分が、二万五千六百円と、それ以外、連合会の方が八十万九千円なのかどうか、その辺を、定かでないものですから、再度、

お尋ねしたいと思います。

いずれにしても、これは、発覚したことが、十月の八日だったと、今、さかのぼってチェックしてみたら、五月の納付組合の連合会のお金が、五月から手をつけておったというふうに、理解するものです。が、この間、現在まで、五回か六回あったわけですね、回数が、この間、責める訳でもございませんが、普段の、日頃のチェック機能が万全を期しておればね。これは、未然に、最小限にくい止められることでしょう。

この辺がどうも、普段の現金にしても、預金から引き落としにしても、いずれにしても、ここが、目が届いておればね、これは、防げた筈ですよ。

その点、上司の責任ある方が、どの辺の認識があるのか、お尋ねしたいと思います。

又、十月八日にこれが、初めて発覚したんだと、それから、今、町長のお答えにもあったとおり、十月の十二日か十三日だったと、上司に報告が上がったのは、それで、十月十七日は当事者から返還された。

追って、十一月十二日は町で、町長の裁断で六カ月の停職処分だと、その翌日が、十四日が、いや十三日ですか、依願退職だったと、こういう、おおまかにいって、流れだったのではないかなと思います。が、そうすれば、その十月八日の発覚時点、それから二、三日連休が続いて、十三日に上司に報告があったと。

そして、町の処分が十一月十二、三日だったとすれば、ここは一カ月の空間といえますか、この期間がある訳ですね。

この期間があまりにも、処分の時期にしては長すぎだんではないですかなあ、これは、どのような協議をなさったのか、対応を講じられたのか、一カ月余り、ここにある訳ですね。

これが、なんか自然体でないなあというような感すら、もっと、早い機会に、これを、だっだっだっ、処分していけなかったのかどうか。

町全般の経理のことではないのですから、たかがといえば失礼なんです、年金の保険料と合わせて納付組合の連合会の賄い金であったのですから、この辺が、どうも月日の割合には、なんか釈然としないところがある訳です。

一カ月と二、三日ですか、ここの空欄があった期間ですね。

いずれにしても、十一月の十四日の記事を見て、町民も愕然としたと思います。

町の、この良いことであればいいですが、こういうことは、不祥事は、町のイメージダウンにもつながることであるから、納税者に対する、なんといいますか、精神的、心理的作用といいますかね、動揺を与え、あるいは納税意欲を失墜させかねない行為であったと、そういう事態になったことは、計り知れないものがあるだろうと思うのであります。

先ほども、町長が謝罪の意を尽くされた訳ですが、このことを重く受けとめなければならぬし、又、処分にあたっては、厳正なる態度で望むべきではなかったのかなあと、私は、そう考える一人でございます。

その辺の、町長のお考えを合わせてお願いしたいと思います。

議長（前田常男君）

町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君）

冒頭も申し上げましたし、定例会冒頭にも申し上げましたし、であります、大変残念な事態、申し訳ない事態だということでもあります。

それと、一つは、関連団体の事務を、担当職員を決めて、経理事務をやった、その所を、盲点をつかれたと、いうふうなこともありまして、今にしてみますと、大いに、後悔もしたり反省もしてる訳であります。

普段の仕事におきましては、職員を絶対的な信頼の基に、これがありませんと、仕事は順調に回っていかない、これは、誰かれの職員ということではなくて、職員をまず信頼するんだと、そこからスタートすべきものと、こう思います。

そういう中で、どういうチェック、防止策を講じていくかということは、大事なことであります、私自信も、町のイメージダウンということにつきましては、かえすがえすも残念でありますし、町民の方にお詫びを申し上げたい。

平成元年の不祥事、これを受けて、私は公僕として、そして、奉職として、いかに町民の信頼に応えていくか、これに、意をもちてきたという、そういう中で不祥事の発生ということは、その意味でも残念だし、遺憾なことだというふうに思っております、その責任については、重く受けとめてます。

そこで、今の問題であります、これは、いうまでもなく、町にとりましても、また、本人にとっても、公金を、その公的なお金を流用したということ、そこで発生した、その事実確認、もし、万が一間違いであれば、大きな迷惑がかかる訳ですから、慎重に事実関係、経過について調査をした。

そして、その処分につきましても、同じように、本人の将来、そして、再発防止と、いうふうな観点から、これまた、慎重に、県の指導、そして、事例等を参考にして決めたものでありまして、私ども、この厳正なものだと、適正な処分だったというふうに思っております。

以上であります。

財政についてお話をいたします。

公債費比率、また、公債費比率等につきましては、先ほどお答えをしました。

いずれ、議員のおっしゃるように、言われますように、そのとおりだと、こう思っております。

自助努力をしながら、そして、町民のご要望に、どう応えて行くのか、なかなか、難しい課題であるでありますし、また、これからの、いろんな、今、地方分権等言われている訳ですが、町自身の自助努力と言うこと、これは、言われるとおりな訳ですが、それにしても現状では、各町村、自主財源というのは、制度上もまだまだ、十分でない、でありますから、自助努力をしつつ、健全財政に留意していく、そして、町民のいろんな、多様なご要望に応えていかなきゃいけない、ただし、夢のない行政になってはいけない、こういうふう認識をしております。

以上です。

議長（前田常男君）

企画課長。

企画課長（上沢寿勝）

ご質問にお答えいたします。

先ほど、起債の償還額、元利の割合というご質問がありますんで、お答えいたしますが。

地方債の利率によりますけれども、おおよそ、元金五十六パーセント、利率四十四パーセントと、このような割合になっております。

ご質問の中に、担当課としての、お答えになりますが、繰り上げ償還の用意ということでございますが、現実には、なかなか、いろいろな需要に應えると、いう意味からは難しい。

議長（前田常男君）

総務課長。

総務課長（浜谷正己君）

しかし、やはり、健全な財政を持つていくためには、それを視野に入れて、財政を運営していくと、これは、基本的な考えであらうと思います。

事業の見直しということですが、いずれ、十年度の予算査定におきましては、企画課としては、事業の見直し、あるいは、新規事業は原則として認めないと、もし、新規事業どうしてもというのであれば、既存の事業の振り替えによっていただきたいと、いうことを考えております。

更に、シーリングということもございますが、これについても、県等は、マイナスシーリングを設定しておりますので、これらも、今後検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

大下議員の質問の中で、金額の確認のお話がありましたので、回答いたします。

流用された金額ですけれども、保険料、国民年金保険料の部分が二万五千六百円でございます、連合会のもので、八十万九千円、合わせまして八十三万四千六百円になります。

以上でございます。

議長（前田常男君）

十四番 大下義雄君

十四番（大下義雄君）

繰り返して恐縮なんですが、納付組合、いわゆる連合会のお金が八十万九千円と、年金の保険料が二万五千六百円ということですね。ハイ。

財政は、今、総合的な町長の姿勢を伺った訳ですが、どの町村も、国も、県も、わが町も、そういう状況下にあるということは、承知しておる訳でございます。

端的に言いますと、わが町の、今現在、かかえてる地方債、借金ですね、これが、一万五千の人口に割り振りすれば、一人頭、赤ちゃんも、お年寄りも四十万と、ひとくちに言って、一人頭四十万、平均家庭といえますか、家族四人であれば、しし十六、私のように八人もあれば、三百二十万の赤字、借金をかかえておるといふ数字になるのであります。

そういう現状を、しかと重く受けとめながら、後世に、子供たちに、これから若い方々に、つけを、今よければいいでなくして、若い方々に、将来、このつけをまわさないように、最小限に食い止めて行くのが、現在、課せられた我々、町長の何といえますか、責任ともいえるのではないですか。

その、最小限に食い止める何といえますか、期待をしたいところであります。

今の町長さんだけ、これは、作ったもんではないといえ、そのとおりなんです、何十年前からの、今、言われたとおり、元金も五十パーセント、ひとくちにいつて、利息も五十パーセントでしょう。十パーセントの上下があるにしてもね。

だんだん、後年度になっていくからそうでしょ、だから、ひとくちにいつて、利子も、元金も半分、半分だという現状を、しかと受け止めながら、今後、これを、若い方々に、心配ないような努めをしていかなければならないのではないかと、こういうふう思うのであります。

今後は、自主財源の財政健全化に努めると思いますが、何せ、思い切った行財政に切り込んで行かなければならない時期に来ていると思いがすがね。

例えば、特別職、我々も、職員も同じことですが、給与、あるいは定員の適正化、事務事業の見直し、民間に委譲・委託されるものがあるかないか、外郭団体の整備、統廃合含めて縮小、それから公共工事のコスト縮減等々があるわけですが、その改革に、今以上に、これから取り組んでいかなければならないと思いますが、その取り組む姿勢等、基本的な考え方を町長からお尋ねして参りたいと思います。

加えて、今、現に予定されております、大きい行事が二つ三つある訳ですね。

運動公園とか、都市計画の下水道事業とか、あるいは、蒼前地区の方に体育館とか、こういう構想も、大きいことが、二、三、今、全部が全部、頭に浮かんでませんが、階上岳の総合整備事業とかね、そういうのが、二、三あるわけです。

そういう中で、財政的にこれから大きなネックになっていくと思いますが、全部は全部ということは、何もしないことになりすから、やっぱり、町民の多様なニーズにもお応えしなければならぬと、そういう環境の中で、今、急を要しないものであればね。

例えば、私の私的な考えですが、総合運動公園の見直しを図るべきではないかなあと、これは、一つのポイントだと思いますが、町長のお考えを併せてお願いしたいと思います。

それから、綱紀粛正でお尋ねするわけですが、私も人の子でありますから、当事者をいたずらに中傷とか、そういうことは持っていません。

個人的には、心情も、温情も一定を持っておるつもりで発言しているのあります。

ただ、いかんせん、こういう事態に、結果を招いたのでありますから、先ほどう、町長のお答えにもあったとおり、一方では、温情、心情絡んだ絡まないということではなくして、対一万五千の町民も

これを、しかと見ておる訳ですね。

そういう中で、責任者としての判断に誤りがあってはならないと、こう思うのであります。

処分に対してね、これは、聞くところによれば、この職員が、数年前からいろんな噂があったやに聞いております。

その時々によって、町長であるあなたが、知らなかったのかどうか、現在までの流れの過程で、また、例えば二年前、二年ぐらい前になると思いますが、彼は、技術畑から事務畑に回ったわけですね。

異動されたわけですね、これが、前段で申し上げた噂うんぬんとかかわりあるのかどうか、そうですよ。一年何カ月だか、二年何カ月かわかりませんが、おおむね、二年位前に、技術畑から事務畑に異動されたわけですね。

これは、何を物語っているのか、何を意味するのか、私の聞くところでは、そういう諸々を考え合わせれば、今回の不祥事は、起こるべきして起こったものであると言っても過言ではないと、私はそう思っています。

この辺、町長が知っておったのかどうか、再度お尋ねします。

いずれにいたしましても、部下の責めは、行政職の最高責任者である町長の責任は、これは、到底免れるものではございません。

又、公金の横領は、誰が見ても、懲戒処分に値するのが当然だったではないかなあと、こう思うのであります。

町長の判断が、適切を欠くと言わざるを得ないと思います。

あなたの処分によって、処分どおり行われるとすれば、退職金は彼にいくら払われるのか、町民に周知されたいと思います。

議長（前田常男君）

町長。

又、この件に係る責任者としての、議会でも再三、この謝罪の意を表しているわけですが、これを、広報に謝罪をするべきだと、町内の、その意向がおりかどうか、お尋ねをして、私の質問回数にも制約があるようでございますから、これをもって私の質問を閉じたいと思います。

よろしく願います。

町長（正部家佑介君）

まず最初に、財政の方のお話、以前からの、私が就任前からの借金等もあったというふうな、お話もありまして、それぞれの時点で、必要があつての事業展開ということで理解しておりますから、その点も、大下議員には承知しておいていただきたいと、こう思います。

又、自主財源、そして、自助努力、これは、論としてはまったくそのとおりな訳ですが、今、まだ、国の体制、制度上そうになってないと、十分な制度になってない、ということも一方で言える訳であります。

それと、大変、大下議員の発言の中で、重要重大な発言があつた訳ですが、給与へ切り込みなさい、定員は削減しなさい、外郭団体についてはというふうな、これは、激励と受け止めたいと、こう思っておりますが、これは、複雑多様化する行政の中で、現在、職員が懸命に頑張っているというふうなことを考え合わせますと、これ以上の、他町村と比較しまして、人口が増加する、この事務煩雑になってきている、他町村にです、比較して転入転出、あるいは、税金滞納者も結構、これは経済状況からくるのかもわかりませんが、国保含めて様々な事務がある訳でありまして、これ以上の職員の削減ということとは、私自身は考えていませんが、大下議員のご指摘でありますから、これまた、重要な発言として、

大事な発言として、受け止めて、慎重に検討して参りたい。

外郭団体等についても、そうであります。

又、財政の健全化ということは、大事であります。道路にしても、学校、漁港、下水道都市計画、どれをとりましても、大変、町民の必要な、町民にとりましても大事なことであります。これらは、一年で使うものではないのでありまして、長い間、町の発展の、その基盤をなすべき事業でありますから、言うのは、総論的には、言える訳であります。こういう中でどうやって、町民の期待に応えていくか、これが、これまでもいろんな事業、議会に諮ったりしながら進めてきた訳であります。今後ともそうすべきものと、こう思っております。

借金は、起債は無いにこしたことはありませんが、今の道路、漁港、学校、下水道、これらについても、個人の家に例えて言うとお金があつて、ポンと家を建てれば、これは一番理想的です。

ただ、そうはなかなかいかない、一般的には、自己資金があつて、預金があつて、そして、ローンを借りて、何十年で返済していく、こういうふうな、一般の社会でも行われていることでありますから、健全財政を保ちつつ、町民の要望に応えていくということは、必要なことでありまして、行政そのものが、お金をためればいいんだ、ただただ、借金を減らせればいいんだと、いうふうな考え方は、私は取りません。

それと、運動公園の見直しにつきましては、現在、遺跡が出るということで調査しております。見直し論については、ご意見として承っております。

あと一つは、処分等については、噂うんぬん、ここは、本会議でありますから、承知していない所があります。

又、詳しくはお話しませんが、技術職から事務職へ、これは、この職員に限ったことではなくって、現在議場にいる鳩課長にしろ、中城事務局長にしろ、やっぱりその職員が管理、監督のステップを踏んでいくことに、視野を広げる、こういうふうな意味で、この職員に限ったことではありませんので誤解のないようにお願いをいたしたい。

又、懲戒処分をすべきなのではないかというふうなご発言ですが、懲戒処分として、さっき申し上げた処分をしたものであります。

これは、県の指導、そして、いろんな事例から適切、適正なものだったというふうには、認識をしている所であります。

後は、ただ、本人がですよ、本人が自分が蒔いた種とは言え、今後の生活再建、これをやってほしいなあと、こう願わずには、多分、いばらの道だと思ひます、願わずにはおられません。

又、私の責任ということにつきましては、冒頭も申し上げたように、重く受け止めております。

これは、私自身は、例えばですよ、いろんな処分の仕方があるんだらうと、こう思ひますが、町長の報酬を何パーセント減ずるとか、いろんなこともあるんだらうと、こう思ひますが、私は、そういうふうにはやれば、むしろ気が楽です。

ただ、それで済むようなものではない。私どもの役割は、いかにして、さっきもお話したように、職員を信頼し、職員が最大限の能力を発揮できるようにしていくか、こういう中で、この再発、こういう不祥事が発生しないように、そういう手だてを、そして、職員教育を、指導していくことが責任を果たすことだというふうに通じてる所であります。

いずれ、広報にお詫びをというふうなことににつきましては、ただ、これはどういうふうな形で出すかということもありますが、検討して見たい、斯様に思っております。

以上であります。

いずれ、私の任期は今月の二十三日まででありますから、広報はそれ以後出るということでもありますので、その発行については、それ以降ということですから、その辺の所もご承知おき願いたい。いうふうに思います。

議長（前田常男君）

これにて一般質問を終わります。

十四番（大下義雄君）

議長

議長（前田常男君）

さっき、大下議員が終わりますといったでないですか。

（大下義雄君…そう言いましたが、認識のズレが若干あるようですから、訂正方お願いします。）

議長（前田常男君）

答弁もれですか。

十四番（大下義雄君）

それも含めて、先ほど、町長さんが、懲戒処分をしろとかしないとかでなく、懲戒処分について、懲戒免職が妥当ではなかったのかなあと、私の意見がそうだった訳ですが、処分うんぬんで核に入らないということはおかしいから、懲戒免職に値するものであったんではないかなということを、私は述べたかったわけです。

それから、県の指導とか、何とかあったとかなかったとかいいますが、この件は、処分に対しては、県の指導も、アドバイスも参考にするぐらいだったら、これは、その指導にかられることは、なんら一つもないでしょ、その町村の最高責任者の判断でしょ、懲戒とか、分限とかいうのは、懲戒も、分限も、これは、市町村の最高責任者の判断で、処分があるのであって、何も、県の指導とか何とかいうのは、これは違うんです。

そのことです。

議長（前田常男君）

大下議員、発言をやめて、町長。

町長（正部家佑介君）

お答えをいたします。

ご指導をいただいた、そして、事例等に照らして、適切な処分だったと思うっております。もちろん、最終的には、私の責任において処分をしたと、これは、申し上げるまでもない、ただ、ただですよ、私意的に、私の感情論で、最高責任者の感情論で処分という、個人のですよ、処分、これがなされるべきものではなくって、権限、権力の行使に当たっては、あくまでも、慎重でなくてはいけません。

そして、罪を憎んで、人を憎まずという言葉もある訳でありますから、後は、なした行為については、それ相当の適正な処分をした、後は、私どもの考える所は、ご本人が、これからのこの厳しい社会の中で、しっかりと更生をしてほしいなと、いうふうに願うばかりであります。

以上です。

議長（前田常男君）

まあ、仮定のお話にここで答えをすると、私は適切な処分をしたと、こう思っておりますから、仮にこうすればこうだったということは、お答えをいたしかねます。

これにて一般計質問を終了いたします。

日程第二、報告第一号専決処分事項の報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第三、議案第一号 専決処分事項について承認を求めるの件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第一号 専決処分事項について承認を求めるの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二号 階上町農村活性化センター条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

ハイ、山田昭治君。

十六番（山田昭治君）

賛成する訳でございますが。

ただ、この前の説明の中で、農林課長でございますけども、今後の維持、管理、運営という問題で、今後、加工グループたちと相談しながら、その対応策を考えていきたいということをお話があった訳でございますが、その点についても、十二月十九日には完成するんだと、すぐ、もう利用するにいいということになる訳でございますんで、今後、そういう維持、管理、使用の問題で、農林課長は、来年度の予算も、もう二月になると組まなければなりませんので、どの程度の管理運営費が見積もられるのか、参考までにお伺いしたいと、こう思いますので、まだ、そこまでやってませんということであれば、その後でも結構ですけども、その点ありましたら、どうぞよろしくお願いしたいと、このように思います。

議長（前田常男君）

農林課長 浜谷義勝君。

農林課長（浜谷義勝君）

それでは、お答え申し上げます。

実は、先般の協議会でも、ご説明申し上げましたけども、実は、管理運営につきましては、農村婦人連絡協議会を中心とした方々に、管理運営をお願いしたい、というふうに考えてございます。と言いますのも、実は、私どもの農業の活性化、農村の活性化を図るという意味でも、実は、農村の女性の方々があらゆる分野で、積極的に活動しておる訳でございます。そういう方々に今後とも活動していただきたいという考えで、実は、管理運営費につきましては、私どもの方としましては、維持管理費の電気、水道、修繕費等の費用については、私どもの方で負担をする。

後の諸々の管理運営につきましては、そちらの方で管理をしていただくと、いうことでございますので、電気、水道、実は、冷暖房も入ります関係上、今まで、農村婦人の家ですと、だいたい、維持管理費として、それらで百万くらい持っておりますので、ただ、冷房が入るという関係上、その辺ももっとプラスになるかと思えますけども、そういうことで、できるだけ、地域活性化、女性の方々に頑張っていただきたい、というふうに思っております。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第二号 階上町農村活性化センター条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第三号 階上町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第三号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十三番 荒道鶴造君。

ハイ、十三番、農林課長にお尋ねいたします。

農林振興費の中で、交付金負担金の中で、花未来二十一花の郷づくり推進事業補助金の内容、百八十二万二千円持っている訳ですけど、この内容を、ご説明を願います。

もう一点として、建設課長にお尋ねしますけども、道路新設改良費の中で、三角の三千四百九十二万九千円を計上されている訳ですが、この減額の内容、場所等お願いします。

十三番 (荒道鶴造君)

議長 (前田常男君)

農林課長。

農林課長 (浜谷義勝君)

それではお答え申し上げます。

これは、県の事業でございます。今、県で、青森県の畑作振興として、花きを積極的に推進している訳でございます。

昨年も、うちの方で、農業法人田代ファームに、鉄骨のハウスを建設した訳でございます。今年度、新たに五百四十六万七千円の事業費、その三分の一が百八十二万二千円と、中身は、培養液の供給システム、それに伴う除湿の設備、電気設備等でございます。

以上でございます。

議長 (前田常男君)

建設課長。

建設課長 (高階繁雄君)

それではご質問にお答え申し上げます。

三千四百九十二万九千円なんですけども、これは、登山口・石ノ倉線、当初、交付金で一億五千万、特定で五千万要求してございました。

交付金の方は、一億五千万、満額ついでございますけども、特定事業の方が、三千五百万でしかなかったということで、一千五百万減になるんですが、その下の方に、立木移転補償費七万一千円というのがございますが、その額と工事費が一億四千九十二万九千円で、一億五千万の減になってございます。それからもう一つ、野沢・法師窪線でございますけども、これが、当初、八千万の要望でございました。それが、六千万ということで、事業費がついた訳でございます。

議長（前田常男君）

それで、二千万の減ということで、合わせて工事費については、三角の三千四百九十二万九千円というところでございます。

以上でございます。

ほかにありませんか。

十六番 山田昭治君。

十六番（山田昭治君）

ハイ、十六番

）
二点について、お伺いしたいと思います。

一点は、総務課長でございますけども、十一ページになります。

ここに、財産管理費の中で、敷地借上料百十二万八千円の内容について。それから、企画課長にお尋ねしたいと思うんですが、これは、十二ページでございますけども、自治振興費の中で、同じく敷地借上料七十一万三千円と、こう載っている訳でございますが、この内容について、二点、お伺いしたいと思います。

議長（前田常男君）

企画課長。

企画課長（上沢寿勝君）

今回、各施設の土地借上料が計上されておりますけれども、これは、三年に、いっぺん、評価替えがありまして、その際に四十パーセント、税のですね、範囲内で賃借料を上げることになっており

議長（前田常男君）

ますんで、その分を今回全施設に計上したと、ちなみに、これは総務課の方も同じなんですが、企画課の場合はですね、ふるさとにぎわい広場の分でございます。

集会所、その他、公共施設の賃借した分の、要するにアップ分でございます。
以上です。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第四号 平成九年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第七、議案第五号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から

、日程第八、議案第六号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件、二件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君。

十六番 (山田昭治君)

保健課長に、お尋ねをいたします。

三十一ページの中に、高額療養費でございますが、前回と言えいいのか、昨年度もお尋ねをしている訳でございますけども、今回の予算を見ましても、五千七百万四百三十六円というように、補正を入れて、総予算上がっている訳でございますが、非常に高額な料金だ訳でございますが。

これについて、今後、課長の考えといたしましても、こういう重い病にかからないための、何か、対応策を考えているのか、ということでお尋ねをしたい訳でございますけども、関連がありますので、こういう点について、何かございましたら予防策といましようか、そういう料金のかかる病気にかかる前の予防が何かないのかなあと、いうようなことで、毎回、お尋ねをしている訳でございますが、今回は、どのような考えを持っているのか、一つお願いをしたいと、こう思います。

議長 (前田常男君)

保健課長。

保健課長 (三上孝八)

山田議員の質問にお答えを申し上げます。

君)

高額療養費ということで、六万三千円以上は、高額医療ということで払ってございますけれども、前回も申し上げましたとおり、病気等が重い病気ということで、病名等は差し控えさせていただきましても、成人病等が特にございます。

今後の対応ということでございますけども、例年やってございます、共同保健計画会議、これらにのせまして、成人病対策ということで、総合検診を重要視をしていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (前田常男君)

十六番 山田昭治君。

十六番 (山田昭治君)

ただいま、課長の方から総合検診ということで、私も歳もとってるんで、五、六年総合検診をやっている訳でございますが、もう少しこの点について、広報等でもPRをするような形で、希望でございませうけども、そういう形で町民の方にPRしてもらいたいと、これは、非常に大切でなからうかなあと考えておりますので、念のためにそう言っておきます。

以上で終わります。

議長 (前田常男君)

保健課長。

保健課長 (三上孝八)

ありがとうございました。

一般町民につきましては、町の主催の総合検診と、後、国保に関するものにつきましては、八戸に行

議長（前田常男君）

っております、総合検診センターの方へ移行をお願いしたいと、そういうふうに思っております。広報等にも、これから、どしどし上げていきたいと、そういうふうに考えてございます。以上でございます。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第五号

平成九年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第六号 平成九年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

十六番（山田昭治君）

十六番 山田昭治君。

この際、日程第九、議案第七号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、日程第十、議案第八号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件、二件を一括議題いたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十六番 山田

課長にお尋ねしたい訳ですが、大蛇地区の下水道についても、かなり進捗率が良く進んでいる訳ですが、最終的に出来上がって、これを利用するということが、一番の先決問題だと思います。また、そういう事業内容のプラスになるのではなからうかなあと、こう思いますので、先のことでございますが、お尋ねをしたいと、こう思います。

下水道、そして、水洗化だと思うんですが、一番の問題は水洗化でございますけれども、現在、大蛇地区の水洗化の加入者はどのくらい進んでいるのか、どの程度、何パーセントぐらい加入率が上がっているのか、もし、そういうことで、ご相談あっているのであればお尋ねをしたいと、こう思います。

その他にもう一つ、そういう水洗化するためにも、普通のトイレを直していくということになると、平均でも百万以上、二百万近くもかかるのではないのかなあと、こう思いますので、その資金についての町での対応策と言いましようか、資金を貸し付けするような考えを持っているのかどうか、そしてまた、貸し付けに対して、無利子というような対応も考えているのか、そういうことによって加入率も増え、そしてまた、利用率も非常に多くなるということだと思いますが、その点について、まだ、そうい

うことまで進んでいるのかいないのか、できれば、何ぼでも、早く進めるような策がいいのではないかと、こう思いますが、一つその点についてお尋ねをしたいですが、よろしく願います。

議長（前田常男君）

山田議員の今の質問の中で、補正予算の方から越えたような気がしますが。

十六番（山田昭治君）

議長、関連するんで、その内容を課長からお尋ねするのであって、ないのであれば、そこまでまだやってませんと、それでいいと思いますけども、それだけですけども。

議長（前田常男君）

水産商工課長。

水産商工課長（桑原

山田議員の質問に対して、お答えをいたします。

定男君）

予算の審議からは、若干はずれますけども。

基本的な考え方と言いますのは、平成九年度におきまして、今、処理施設の建物の部分を建築中であります。

平成十年度におきまして、機械設備を整えるという考え方であります。そうなってきましたと、下水道部分、漁集排と言いますが、漁集排部分につきましては、平成十一年度から供用開始をしたいと、ですから、機械設備が出来上がるまでには、平成十年度の、希望とすれば十二月頃までに、機械設備を整えまして、二、三カ月テスト期間をおいて、平成十一年度から、供用開始をしたいという考え方であります。

それから、どの程度、個人負担がかかるのかというお話ですが、これにつきましては、平均的なこと

で、八十万円位ということで、地元の説明をしております。

それから、融資制度をどうするのかというお話ですけども、それは、前の議会的一般質問の中にもありましたけども、その利子補給はしたいという考え方で進んでおります。

これから、具体的なことは煮詰めていくという考えでおります。

以上で、質問に対してお答えします。

終わります。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第七号 平成九年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件から、議案第八号 平成九年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第九号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第九号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第十号 八戸地域広域市町村圏域事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第十号 八戸地域広域市町村圏域事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十三、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の、陳情第一号から、第三号までの事件につき、会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関するについて、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会付託の件は、付託することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長より会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

町長（正部家佑介君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、例年と違いまして、十四日、町長選挙が執行されるというために、いつもより、大分早い開会であったわけですが、ご協力をいただいて、大変ありがたく思っております。

私にとりましては、今任期、最後の定例会ということになる訳であります。慎重にご審議をいただきます。全議案、原案のとおりご承認、御議決をいただいたということで、ありがたく思っております。

寒さに向かう折から、議員各位のご健勝とご活躍をお祈りして、簡単ではありますが閉会のごあいさついたします。ありがとうございます。

議長（前田常男君）

これにて、平成九年第八回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前十一時四十二分)

地方自治法第二百三十三条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

會議錄署名議員

會議錄署名議員